

職場における新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ（A/H1N1）は、今後、季節性インフルエンザの流行と相まって患者数の急速な増加が懸念されるところです。

事業者の皆様には、「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」等を踏まえ、事業継続計画等により、従業員への感染防止を優先し事業運営を行っていただきますようお願いいたします。

感染防止対策を徹底しましょう

国や福岡県などから正確な情報を入手（海外進出企業では、在外公館や現地保健部などから入手）し、発生段階に応じて従業員への感染防止対策を徹底しましょう。

<ポイント>

- 定期的な検温、発熱などの症状確認などによる従業員の健康管理の強化
- 慢性呼吸器疾患や慢性心疾患、糖尿病、妊娠中など、重症化するリスクが高い従業員に対する健康管理の徹底
- 手洗い場所の設置と手洗いやうがいの励行
- 通路の一方通行化、食堂の時差利用、対人距離（2メートル以上）の確保、発熱者の休暇取得などによる従業員同士の感染機会の減少
- 来訪者の検温、発熱者の入場制限などによる来訪者管理の徹底
- 時差出勤、自家用車・自転車通勤などへの通勤方法の変更
- 顧客等への訪問・出張の自粛や中止、会議等における発熱者の出席についての自粛要請等
- 人に咳やくしゃみをかけない咳エチケットの徹底

【発生段階ごとの感染防止の例】

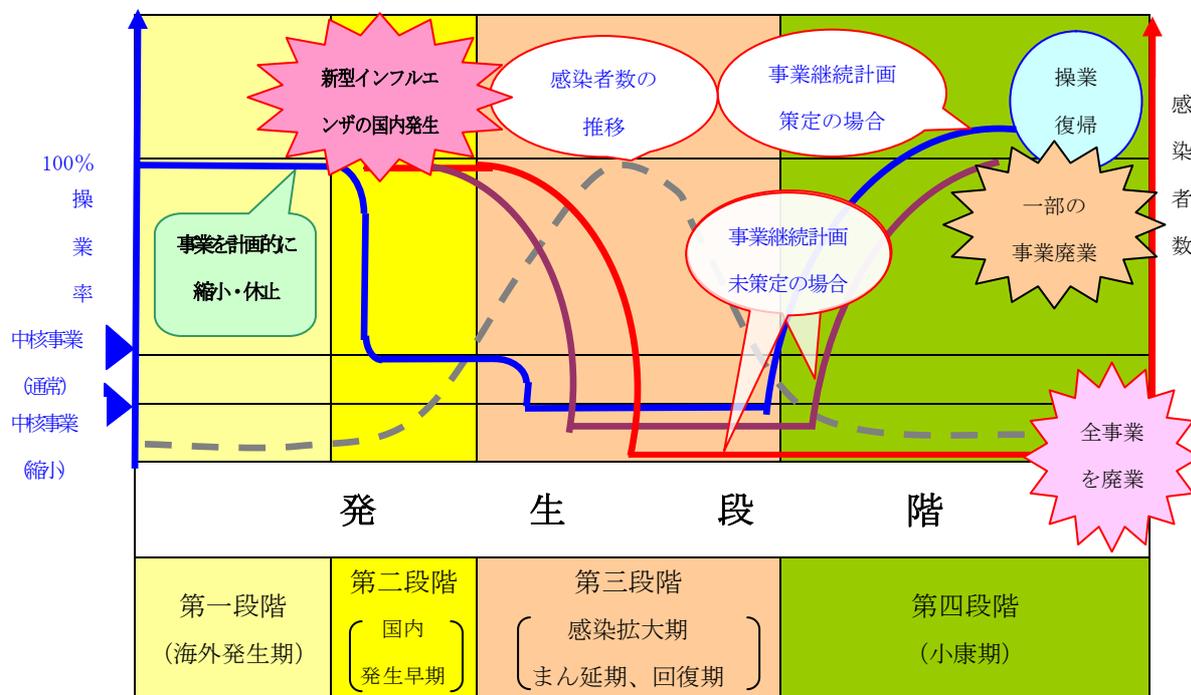
| 発生段階 | | 前段階～ 第一段階 (海外発生期) | 第二段階 (国内発生 早期) | 第三段階 (感染拡大期 まん延期・回復期) | 第四段階 (小康期) |
|---------------|--------------|-------------------------|----------------------|-----------------------------|---------------|
| 事業場内における感染防止策 | ■感染防止策の強化 | | | | |
| | ・手洗いの徹底 | → | | | |
| | ・通勤方法の変更 | | → | | |
| | ・対人距離の確保 | | → | | |
| | ・外出・出張の自粛 | | → | | |
| | ・訪問者・利用者の管理 | | → | | |
| | ■必要な備品の調達 | → | | | |
| | ■従業員の健康管理の強化 | | → | | |
| | ■必要な備蓄の再調達 | | | | → |

出所：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議（平成21年2月17日）を基に作成

事業継続計画等により経営への影響を最小限に止めましょう

経営への影響を最小限に止めるため、事業継続計画等により、発生段階に応じた事業運営体制を確立し、中核事業を一定レベルで継続することが重要です。

【事業継続計画導入効果のイメージ（新型インフルエンザ発生の場合）】



<ポイント>

- 経営維持に関わる収入確保の必要性を考えた、中核事業の継続に必要な資源（人、物、金、情報など）の洗い出し
- 発生段階ごとの事業の縮小・休止や再開・復帰のタイミング
- 流行時における従業員の欠勤を想定した人員計画
(例：複数班による交替勤務の実施、在宅勤務の実施など)
- 福岡県知事等による臨時休業の要請等への対応や、事業が中断した場合の資金確保等
- 取引先などとの連携が必要な場合の取引先の生産計画や事業継続計画の確認等

休業手当と新型インフルエンザ

労働者の家族が新型インフルエンザに感染し、事業主の判断により労働者を休業させた場合には、休業手当の支払いが必要となりますが、労働者本人が新型インフルエンザに感染し、医師の判断を踏まえ感染拡大防止のために、事業主が休業させた場合には、休業手当の支払い義務は生じません。

詳しくは、監督課（TEL 0 9 2-4 1 1-4 8 6 2）にお問い合わせください。

雇用調整助成金と新型インフルエンザ

新型インフルエンザの影響による需要（客数、受注量等）の減少を理由に休業を行う場合は、生産量要件等の支給要件を満たす限りにおいて、雇用調整助成金の支給対象となります。

詳しくは、福岡助成金センター（TEL 0 9 2-4 1 1-4 7 0 2）にお問い合わせください。